

東京都視覚障害者生活支援センター・機能訓練部門

見えづらさがあったり、見えないことで、次のようなことを思ったりすることはありませんか？

目的地まで、
一人で行ける
のだろうか？

いろんな情報が
必要だけど、どう
やって知ればい
いの？

指先の感覚を生
かして、何か読め
ないかな？

便利な用具があ
りそうだけど、ど
う使えばいい

自分で食事
が作れるの
だろうか？

一緒に、これからのことを考えていきましょう！！

センターは

皆さんの不便さを解消したり、なくしたりするために、①歩行訓練 ②パソコン訓練 ③点字訓練 ④日常生活動作訓練 ⑤情報機器訓練 ⑥ロービジョン訓練等を行います。期間は9カ月以内。通っていただいて、訓練を行います。

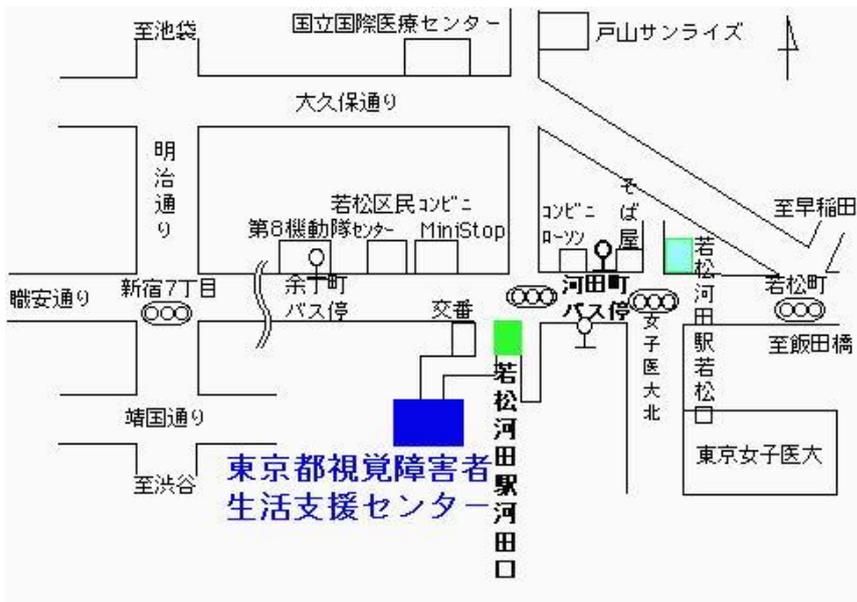
利用できる方は

- ① 視覚障害の身体障害者手帳を持ち
- ② 義務教育が終了した方です。

利用するには？

- ① まず、センターにご相談ください。センターについて、詳しくお話しし、利用するにあたっての手続き等についてお話しいたします。
- ② 実際にセンターを利用される場合は、お住まいの地域の福祉事務所等での施設受給者証の発行が必要になります。

連絡先：社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会
東京都視覚障害者生活支援センター・機能訓練部門
東京都新宿区河田町 10-10 tel03-3353-1277



*当センターは障害者自立支援法の自立訓練（機能訓練）を行う事業所で、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会が東京都からの指定管理を受けて運営しています。